

「登録水先人養成施設の必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準等を定める告示（仮称）」及び「登録水先免許更新講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示（仮称）」の制定について

**平成18年8月
海事局海技資格課**

1. 背景

第164回国会において、海上物流の基盤強化を図るため、港湾における物流拠点施設の整備、水先制度の充実・強化、海運の効率化に資する高度船舶技術の実用化支援等の措置を講ずるため、水先法の一部改正を含む「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律」が成立し、平成18年5月17日に公布されたところです。

この水先法の一部改正では、水先人を安定的に確保するため、船長経験のない者も水先人の免許を取得することを可能とする等級別免許制度を導入するとともに、水先人になろうとする者が水先人として必要な知識及び技能を的確に習得できるよう、登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習の制度を新たに設けることとしています。

登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習の登録手続き等については、国土交通省令で定める予定ですが、これらのうち登録水先人養成施設の修業期間、必要履修科目の内容、教育時間、教育の方法等や、登録水先免許更新講習の必要履修科目の内容、講習時間、講習の方法等の具体的な基準については、国土交通省令の規定に基づき告示において定めることとしているため、そのための告示を新たに制定することを予定しています。

2. 概要

- (1) 「登録水先人養成施設の必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準等を定める告示」について

本告示においては、以下の内容について定める予定です。

① 修業期間について

登録水先人養成施設の修業期間について、

イ．水先人の免許を有しておらず、水先人になろうとする者を対象とする養成施設（第一種養成施設）

ロ．二級水先人又は三級水先人の免許を有する者であって上級の資格の同一の水先区の水先人になろうとする者を対象とする養成施設（第二種養成施設）

ハ．水先人の免許を受ける者であってその受ける水先人の資格と同一の資格の他の水先区の水先人である者を対象とする養成施設（第三種養成施設）
の課程の区分、かつ、水先人の資格ごとに、船舶の操縦に関する知識及び技能その他の水先業務を行う能力を習得させることができる期間を定めることとし、具体的には、第一種養成施設の三級水先人の資格に係るものについては2年6月とすること等の期間を定める予定です。

② 必要履修科目の教育時間等の教育の内容について

水先人の養成に関する事務の実施基準として、教育の内容の基準について以下のとおり定める予定です。

イ．必要履修科目のうち講義及び操船シミュレータによる実習を中心とするものの科目として、航海、運用、法規及び操船シミュレータ等の科目を定めるとともに、教育時間として、第一種養成施設、第二種養成施設及び第三種養成施設の区分及び水先人の資格ごとに、船舶の操縦に関する知識及び技能その他の水先業務を行う能力を習得させることができる教育時間を定めること。

ロ．必要履修科目のうち実習用船舶による実習の科目として、実習用船舶に乗船して実施する航海実習、曳船による操船実習及び水先実務等を定めるとともに、教育時間として、第一種養成施設、第二種養成施設及び第三種養成施設の区分及び水先人の資格ごとに、船舶の操縦に関する知識及び技能その他の水先業務を行う能力を習得させることができる教育時間を定めること。

③ 教育の方法について

水先人の養成に関する事務の実施基準として、教育の方法の基準について以下の内容を定める予定です。

イ．あらかじめ教育計画を作成し、これに基づいて教育を行うこと。

ロ．教育は、講義を中心とするもの、操船シミュレータ実習を中心とするもの

及び実習用船舶における実習を中心とするものについて、適当と認められる間隔で交互に行い、効果的に実施すること。

ハ．教育内容の修得状況に応じた適当な時期において、水先修業生に対し、当該修得状況の確認をするために、適当と認められる内容及び方法による試験を実施すること。

ニ．操船シミュレータによる実習については、水先修業生に対する実習を行うのに適当と認められる装置であって、水先人養成施設の課程の区分及び養成の進捗状況に応じて適当と認められる実習シナリオにより実施すること。

ホ．実習用船舶における実習を中心とするものについては、適当と認められる内容の実習記録簿に適切に記録すること。

ヘ．水先修業生に対する教育を行うのに適当と認められる施設及び設備（水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）第十五条第一項第一号に掲げる施設及び設備をいう。）を適正な方法により使用すること。

④ 登録水先人養成施設の管理者及び講師に対する研修について

イ．登録水先人養成施設の管理者に対する研修の基準として、登録水先人養成施設の管理者として当該養成施設の運営の管理をするために必要な知識等を修得することができるよう、適切な研修内容を反映した研修科目及び研修の時間数を定める予定です。

ロ．登録水先人養成施設の講師に対する研修の基準として、登録水先人養成施設の講師として当該養成施設における教育をするために必要な知識及び技能等を修得することができるよう、適切な研修内容を反映した研修科目及び研修の時間数を定める予定です。

ハ．登録水先人養成施設の管理者及び講師に対する研修の実施に当たっては、研修実施規程を定めること、研修をすべて修了した者に対してのみ受講証明書を発行すること、必要に応じて再研修を行うこと等を定める予定です。

(2) 「登録水先免許更新講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示」について

本告示においては、以下の内容について定める予定です。

① 必要履修科目の講習時間等の講習の内容について

必要履修科目として、最新の海上交通法規及び航海機器の操作、海難の防止に関する科目等を定めるとともに、講習時間として、こうした内容を適切に履修することができる時間（２日間程で履修できる時間）を定めること。

② 講習の方法の基準について

登録水先免許更新講習の方法の基準として、以下の内容を定める予定です。

イ．講習の実施に当たっては、あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて講習を行うこと。

ロ．講習は、静穏な環境を備え、講義を行うのに十分な広さと机などの適切な設備を有した講義室で行うこと。

ハ．講習は、操船シミュレータ、視聴覚教材を適切な方法により使用するとともに、映写幕等講義に必要な施設及び設備を適切な方法により使用すること。

ニ．講習の受講時の年齢が六十五歳以上である受講者に対しては、乗下船における安全対策について重点的に実施すること。

ホ．その他適当と認められる方法により行うものとする。

③ 登録水先免許更新講習の管理者及び講師に対する研修について

イ．登録水先免許更新講習の管理者に対する研修の基準として、登録水先免許更新講習の管理者として当該更新講習の運営の管理をするために必要な知識等を修得することができるよう、適切な研修内容を反映した研修科目及び研修の時間数を定める予定です。

ロ．登録水先免許更新講習の講師に対する研修の基準として、登録水先免許更新講習の講師として当該更新講習における教育をするために必要な知識及び技能等を修得することができるよう、適切な研修内容を反映した研修科目及び研修の時間数を定める予定です。

ハ．登録水先免許更新講習の管理者及び講師に対する研修の実施に当たっては、研修実施規程を定めること、研修をすべて修了した者に対してのみ受講証明

書を発行すること、必要に応じて再研修を行うこと等を定める予定です。

(3) その他

その他登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習の的確な実施に必要なとなる所要の規定を設ける予定です。

3. 今後のスケジュール（予定）

公	布：平成18年9月29日
施	行：平成19年4月 1日